

国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター 治験等審査委員会標準業務手順書 変更対比表

改定前 (2025 年 4 月 1 日)	改定後 (2026 年 3 月 1 日一部改正)	変更理由等
(新設)	<p>第 4 章 <u>他の実施医療機関の審査受入</u></p> <p><u>(他の実施医療機関との契約)</u></p> <p>第 9 条 <u>国立健康危機管理研究機構受託研究取扱細則第 3 条第 2 項により他の実施医療機関の長より審査の依頼があった治験を調査審議する場合は、あらかじめ国立健康危機管理研究機構理事長を契約者とした契約を締結し、調査審議における運営・管理は国立国際医療センター院長が担う。</u></p>	IRB 委受託契約を結ぶ際の契約者を明確にするため。
<p>附則 (施行期日) この手順書は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日) この手順書は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(施行期日) この手順書は令和 8 年 3 月 1 日から施行する。</p>	